

# 香港・華南通信 vol.9 -Greater Bay Areaにおける新たな開発促進計画について- (2021年10月15日発行)

## ポイント：横琴協力区と前海協力区の新たな開発促進計画を受けて、香港・マカオとの一体化発展を推進

- 中国国務院は9月5日と6日に、それぞれ「広東・マカオにおける横琴深度協力区の建設全体方案」(以下「横琴方案」という)と、「深セン・香港における前海先進サービス業協力区開発方案」(以下「前海方案」という)を発表し、Greater Bay Areaにおける両協力区の位置づけを再定義し、香港・マカオを巻き込んだ地域一体発展における牽引役としての役割が期待される。
- 横琴においては、従来の横琴新区を、「広東・マカオにおける横琴深度協力エリア」(以下横琴協力区という)に格上げしたこと。前海においては、「前海先進サービス業協力区」(以下「前海協力区」という)の開発対象エリアを従来よりも、約8倍に拡張したことが、方案の目玉となっている。

## 前海方案の概要と主要施策

- 前海協力区は2010年に正式に発足し、先進物流業、通信サービス業、科学技術サービス業などにおいて発展を推進するための各種税制優遇が認められ、前海協力区は特区中の特区と呼ばれている。
- 前海方案では新たに、1. 前海協力区の範囲拡大、2. 全面的なイノベーションプラットフォームの推進、3. 対外開放窓口の役割強化が強調されている。

範囲拡大	従来の14.92km <sup>2</sup> から、沿岸エリアを南北に拡張し、前海方案では <b>120.56km<sup>2</sup></b> が対象となった。 右図参照(拡張前:赤色部、拡張後:赤+オレンジ部分)
イノベーション	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>先進サービス業のイノベーションを推進</b>し、香港・マカオとの相互コネクトや国際的現代サービス産業と適合するソフト面・ハード面でのシステム体系構築、インフラの整備、モデル試験地域の展開を行う</li> <li><b>科学技術発展のイノベーションを推進</b>し、香港・マカオが得意とする領域にて、広東・香港・マカオによる新型研究開発を、人材、財務支援、監督管理、法整備などの面からサポートする</li> <li><b>グローバルにトップクラスの商環境整備</b>のため、区内の投資者保護条例の制定、健全な競争政策システムの完備を急ぎ、IoT関連商品や関連サービスの市場参入障壁の撤廃に努める</li> </ul>
対外開放	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>香港・マカオとのさらなる貿易自由化を推進</b>し、前海協力区がサービス業におけるライセンス、基準、認可、検査検疫などにおいて、香港・マカオの規則と適合し、貿易の活性化を図る</li> <li><b>金融業、法律関連サービス業の対外開放水準を引き上げ</b>、香港金融市場・法律体系との相互コネクト、クロスボーダー人民元の利用、外貨管理規制緩和の先行施策などを推進する</li> </ul>



(出所) 前海管理局HPを基に当行整理

# 香港・華南通信 vol.9 -Greater Bay Areaにおける新たな開発促進計画について- (2021年10月15日発行)

## 横琴方案の概要と主要施策

- 横琴新区は、2015年には深セン前海、広州南沙とともに、中国(広東)自由貿易試験区の一部となり、華南地域において、各種経済政策の自由度拡大を推進。横琴方案によって「横琴協力区」として再定義され、従来よりも進んだ独自の経済・産業政策の実施権限を以て、マカオとの一体発展を目指す。
- 横琴協力区を中心施策として、1. 経済多様化のための新産業開発、 2. マカオとの一体化対外開放システムの構築が挙げられる。

経済多様化・新産業開発	製造業	域内での研究開発やテクノロジーインフラの整備を進め、IC・電子デバイス・新素材・新エネルギー・ビッグデータ・AI・IoT・バイオメディカルなどの <b>ハイテク産業</b> 後押し
	サービス業	横琴を国際リゾート地、マカオを旅行レジャーセンターとしての開発を支持し、協力区では、 <b>旅行・レジャー、展示会産業、ヘルスケア産業</b> などを重点に推進
	ヘルスケア	横琴協力区で生産され、マカオで承認・登録された漢方薬、食品・健康食品に対して、 <b>made in Macao</b> などの商標が利用可能
	先進金融業	ポルトガル語圏との金融プラットフォーム構築をサポートし、 <b>ベンチャーキャピタル、PEファンド、ウェルスマネジメント</b> や <b>ファイナンスリース</b> 等の <b>先進金融産業</b> の発展を図る
	税制優遇	一定の条件を満たした企業に対して、 <b>企業所得税を15%(通常25%)に優遇</b> 。旅行産業、先進サービス産業、ハイテク産業の企業による域外投資所得に対し <b>企業所得税を免除</b>
対外開放システム構築	輸出入管理	<p>横琴協力区を、マカオ(域外)と中国本土間(域内)の税関バッファゾーンとして、<b>マカオ・横琴間を「第一ライン」として緩和政策を実施し、横琴・中国本土間を「第二ライン」として監督管理を実施する</b>。具体的には：</p> <p>第一ラインの緩和政策において、</p> <p>①横琴を経由する貨物以外については、従来通り備案制(届出制)にて管理</p> <p>②免税品目に関するネガティブリストを導入し、当該リストに記載されていない品目は、免税(保税)にてマカオからの輸入／マカオへの輸出が可能</p> <p>第二ラインの監督管理政策において、</p> <p>①横琴から中国本土へ輸入する際、免税(保税)品に関しても、国が定める通関手続きを以て関税およびその他輸入関連税金を賦課</p> <p>②横琴協力区区内の企業が生産した製品のうち、原材料に輸入品を一切含まない あるいは原材料に輸入品が含まれている場合でも、区内加工によって付加価値が30%を超えた場合横琴から中国本土へ輸入する際の通過関税は免除される</p> <p>③中国本土から横琴協力区へ輸出する際に、増値税などの還付や輸出関連課税が発生</p>
	クロスボーダー金融開放	横琴協力区 <b>区内の金融市場と、香港・マカオの金融市場との相互コネクトを強め</b> 、金融市場における高度な対外開放を推進 クロスボーダー資本の自由な流通、資本項目の自由な通貨両替の推進など、 <b>クロスボーダー金融管理制度のイノベーション</b> を実施



(出所) 横琴広東マカオ深度合作区HPを基に当行整理

# 香港・華南通信 vol.9 -Greater Bay Areaにおける新たな開発促進計画について- (2021年10月15日発行)

## 政府機関や各界のコメント

中国国家発展改革委員会副主任 - 丛亮

前海と横琴の一層の深度改革、開放拡大、先行モデルとしての作用を発揮されるため、この度の施策に至った。両方案は「Greater Bay Area発展要綱」における重大措置であり、香港・マカオの長期的な安定した繁栄に寄与する。また、中国が国策として掲げる“双循環”の促進を推進する側面を持つ。

### 前海方案

香港財政司司長 - 陳茂波

前海方案は香港にとって、①発展空間の拡大、②柱産業の成長加速、③若い世代にとっての就業、起業などの機会増大といったメリットが少なくとも考えられる。

香港民主建港協進連盟主席 - 李慧琼

前海の発展と香港の経済成長は密接な関係があり、科学技術イノベーション、人材、専門産業においてより多くの大きな成長機会を含んでいる。

香港経済民生連盟主席 - 盧偉国

広東省は従来より香港・マカオ向けの優遇政策を展開してきたが、今回の前海方案はその動きはさらに加速させるものであり、香港は中国本土との一体化発展をチャンスとしてとらえるべき。

前海管理局香港事務主席連絡官 - 洪為民

前海方案では、前海が深センと香港の一体化発展における重要な位置づけと機能を有することを後押ししている。特に金融面において、今後深セン、香港のクロスボーダーでのデータやりとりがよりスムーズに行えるよう、規制面での連結促進に関する香港政府の働きかけを期待している。

### 横琴方案

マカオ政府行政長官 - 賀一誠

横琴協力区では関連優遇措置によって、ポテンシャルが高い優良企業の誘致が可能となり、マカオの市場の活性化と経済発展に、高い期待値を持っている。

マカオ政府経済科学發展局局長 - 戴建業

横琴方案では、マカオと本土の一体化発展に必要となる一連の仕組みと仕掛けが網羅されており、投資機会の増加が期待できる。

マカオ青年連合会副理事長 - 黄淑筠

横琴協力区の正式発足によって、区内でマカオ域内と同水準の税率が適用されることによって、マカオの若者がより多くの就業、起業機会に恵まれることになる。

マカオ科技大学副校長 - 庞川

横琴方案とは、四つの産業領域における戦略的な発展計画であり、マカオ政府は各産業のリーディングカンパニーに、当該発展計画への参画を積極的に働きかけ、大企業の引導によって業界全体の横琴方案との適合を目指すべきである。

## ■ 重要な留意事項および免責事項

- 1. 一般的事項:** 本資料に含まれる情報は、一般的な情報であり、ディスカッションおよび参照を目的とした内容です。事前の通知なく内容を変更する場合があります。三井住友銀行香港支店(以下、「当行」)は本資料の記載情報の更新に関して一切の責任を負いません。
- 2. 秘匿性:** 本資料の内容については、秘匿扱いであり、当行の書面による事前同意なく、いかなる第三者への開示もご遠慮ください。
- 3. 著作権および商標:** 本資料は当行の著作物であり、当行が全ての所有権を有します。
- 4. 専門的アドバイス、証券または信認関係の不存在:** 本資料に記載の内容は、法律、規制、財務、投資、税務、会計、またはその他専門家による助言ではなく、それらを提供するものではありません。本資料に記載の内容に基づきご検討される場合、または関連する法令にご不明点がある場合は、貴社にて第三者の法律その他の専門家へご相談して下さい。本資料に含まれるマーケット情報は当行が専門家としての助言を提供するものではありません。またそのマーケット情報を提供する当行は(証券先物条例[香港法571条]に定義される)証券の助言を意図していません。よって、かかるマーケット情報に依拠したご判断はお控えください。特定の投資対象、情報の受領者の財務状況や特定の要望を考慮したものではありません。当行、当行の日本にある本店、(香港内外の)各支店、銀行を保有する持株会社あるいは銀行の子会社や関連会社または提携会社(以下、「当行グループ会社」)は、本資料の利用により直接的、間接的あるいは結果的に生じる損失について、一切の信認責任または義務を負いません。
- 5. 検証/表明/義務の不存在:** 本資料は信頼性があると思われる情報に基づいていますが、独自に検証を行っているものではありません。当行および本資料の情報提供者は、いかなる種類の表明および保証(明示、暗示を問わず)をせず、また、その正確性、完全性、適時性について、(不法行為、契約、あるいは第三者の責任の有無を問わず)いかなる責任および義務を負いません。本資料や本資料の一部、その使用、または不正確な情報や記載漏れにより生じた損害について、一切の責任を負いません。
- 6. 過去のパフォーマンスと予測:** 本資料に含まれるバックテスト、仮説、シミュレーションまたは過去のパフォーマンス結果は、明示的/暗示的な表現にかかわらず、将来に対する予測を保証するものではありません。
- 7. 勧誘の不存在:** 本資料は取引の推奨や助言を行うものではなく、また取引の勧誘や販売を目的としたものでもありません。また、銀行、投資、または証券取引の勧誘を意図したものでもありません。本資料に含まれる参考条件や提案の内容は、最終的に合意される契約条件に従うものとします。
- 8. 事例・解説:** 本資料に記載されるいかなる事例や代表的なストラクチャー、特徴、そして商品やサービスのフローは、実際にご利用される商品やサービスを指し示したり、保証するものではありません。
- 9. 排他性:** 本資料は当行との取引のみを意図して作成されています。当行グループ会社とのお取引については、当該グループ各社の所在する国の法律および規制に従うものとします。本資料は、法律の管轄に関わらず、適用される法律や規制に反して配布または使用されることを意図しておりません。
- 10. 契約:** 本資料は参考情報(インディケーション)です。
- 11. 適用法令:** 本件における重要事項および免責事項、並びにその解釈は香港法に準拠します。
- 12. 言語:** 本資料について、日本語版を正とします。

本資料の内容に関するご照会はお取引店までご連絡ください

執筆: 株式会社三井住友銀行 アジアソリューション部(香港)